

# 立川市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針

## 第1 目的

この指針は、農薬・殺虫剤等薬剤の使用が人の健康及び環境に影響を及ぼす可能性があるため、市民が利用する市の施設等において、市が率先して薬剤の安全かつ適正な使用を推進することにより、人の健康及び安全並びに環境への負荷の低減を確保することを目的とする。

## 第2 対象範囲

### 1 施設等

市が所有又は管理する建物、土地及び樹木、草花その他の植物

### 2 薬剤の種類

- (1) 農薬（農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農林水産大臣の登録を受けたもの）
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 殺菌剤

## 第3 基本的事項

### 1 薬剤の使用削減

病虫害等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないこととする。

#### (1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

#### (2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、あらかじめ病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

#### (3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断されたときは、まず物理的防除等薬剤を使用しない防除方法を検討し実施するものとする。

#### (4) 生息状況の記録及び保存

生息状況調査等の結果を記録し保存すること。

(5) 適用除外

ア 事前防除が必要な対象（シロアリ等）については、(2)及び(3)は適用しない。

イ 防除・駆除について法令、通知等により別に管理基準がある場合は、これを優先する。

2 薬剤の適正使用

薬剤を使用するときは、次の方法によるものとする。

(1) 薬剤の使用方法

ア 使用にあたっては、まず誘殺、塗布等の散布以外の方法を検討すること。

イ 薬剤は、次の薬剤を使用すること。

(ア) 農薬は、使用対象及び防除対象に適用性があり、農林水産大臣に登録された農薬とする。

(イ) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限に留めること。

オ 農薬を混合して使用するときは、危害等が発生しないように注意すること。

カ 食毒剤（毒餌剤）を使用するときは、誤食防止及び接触防止を図ること。

(2) 周辺への配慮及び安全対策

薬剤を散布するときは、次の方法によるものとする。散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 作業前後には、施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 実施時期（曜日、時間帯等）に配慮すること。

(3) 薬剤使用の記録及び保存

薬剤使用状況等を記録し、生息状況調査等の記録とともに保存すること。

(4) 子ども等への配慮

上記のほか、子ども等が多く利用し、若しくは使用する施設又はその周辺で薬剤を散布するときは、次の方法によるものとする。散布以外の方法を用いるときも、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 関係施設等へ周知を図ること。

イ 学校等では夏休み期間に作業を実施するなど実施時期に配慮すること。

ウ 必要に応じて子ども等が近づかない措置をとること。

3 適正使用の推進

(1) 薬剤の適正使用を推進するため、この指針の運用解説を参考にすること。

(2) 病害虫等の防除を業務委託により実施するときは、この指針を遵守するとともに、受託者と十分に打ち合わせること。

第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合には、適用しない。

附 則

この指針は、平成22年7月1日から施行する。